

コモン

「コモン」とは、英語・フランス語で「共通の、共同の、共有の」という意味です。

第7号

2012.04



平成23年8月 長久手町青少年児童センターにて

●地域の子どもたちと一緒に大学祭を作り上げます●

愛知県立大学大学祭実行委員が企画した「Art Of Life」では、地域の子どもたちと一緒に大学祭を彩るアート作品を作り上げました。学生たちは大学から地域に出かけて、作品を共に作り上げる楽しみを子どもたちと共有しました。

地域のあらゆる人が活躍する地域社会へ

平成22年12月に策定された国の第3次男女共同参画基本計画において、新たに「地域における男女共同参画の推進」が重点分野に取り入れられました。

「家庭」とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場である「地域」は、近年つながりの希薄化により課題が多様化し、地域においても男女が共に活躍することが期待されています。

「地域における男女共同参画」では、地域活動やボランティア活動に男女がともに積極的に参画できる環境をつくり、地域社会の様々な活動に多様な人々が参画し、実りある豊かな毎日を過ごせることを目指しています。

長久手市ボランティアセンター（市社会福祉協議会内）TEL 0561-61-3434



人が生まれる・人がつながる・共に生きる ～わたしが伝えたい子育ての力～

平成24年1月22日(日)、市役所西庁舎3階研修室にて、男女共同参画講演会を開催しました。講師は、市内中学校で「命の授業」を担当されている助産師の家城絹代さんです。

人はみな、「人と人とのつながり合い」のなかで生き、補いあうことで人が成長していくことや、夫婦や家族が互いに心と力を合わせることで家族として成長してゆくといったことについて、助産師として39年間にわたり多くの命の誕生にかかわってきた経験を交えながら楽しくお話しいただきました。

講演会の参加者は78名で、「人とのつながりの大切さを感じた」、「子育てに向かう前向きな気持ちがもらえた」、「自分を省みるよい機会となった」などの感想が寄せられました。



知ってみよう! オランダの男女共同参画

平成23年11月13日(日)に行われた「ながくて町民まつり」では、長久手町国際交流協会(現・長久手市国際交流協会)と合同で、「オランダ」をテーマに、文化、自然、民俗、そして男女共同参画をPRするブースを出展しました。会場では、一宮市在住の元・在オランダ日本国大使館書記官の杉本尚美さんに協力いただきオランダの様子を紹介しました。



元・在オランダ日本国大使館書記官が見た オランダのワーク・ライフ・バランスとワーク・シェアリング

1970年代後半からオランダは、「オランダ病」と呼ばれる深刻な経済低迷期を迎え、その打開策として「ワーク・シェアリング」という考え方が生まれました。これは、雇用を創出するために、一人当たりの労働時間を減らし、仕事を皆で分かち合うというものです。この考え方のもと、フルタイム労働者とパートタイム労働者の雇用差別が法律で禁止され、民間の会社や公的組織などは、雇用システムにパートタイム労働を積極的に組み入れていきました。こうしてパートタイム労働者は、時間当たりの賃金をはじめ、社会保険の面でフルタイム労働者との格差がなくなり、「パートタイム正社員」が誕生しました。

この結果、雇用創出に成功したことに加え、人々が安心して働き方を選択できる多様なライフスタイルを生み出すことになりました。例えば、小さな子どもを持つ夫婦は、互いに勤務時間や勤務日を調整して、男女ともに育児に関りながら安心して働くことができるようになりました。



家庭では、家事・育児を夫婦でシェア(写真右・杉本さん)

このように「ワーク・シェアリング」は、社会全体からみれば、雇用を生み出すことに、一方個人の視点で見れば、人生をより豊かにする「ワーク・ライフ・バランス」の実現にそれぞれつながっています。

人生には様々なライフステージがあり、優先させたい事柄も変化していきます。その時々に合わせて、自らのライフスタイルを安心して決定できる現代のオランダ社会は、家庭と仕事の双方で満足度の高い「ワーク・ライフ・バランス」を実現しているといえそうです。

(情報提供協力 杉本尚美さん)

相談窓口のご案内

ひとりで悩んだり、抱え込まないで、相談してみましょう。



ドメスティック・バイオレンス(DV)に関すること

どうしてよいのかわからないとき、身近に相談相手がいなくて、そんなときはご相談ください。

女性悩みごと相談 (長久手市家庭児童相談室 長久手市子育て支援センター内)

相談員: 女性相談員

0561-63-9500

第2・第4水曜日
10:00-15:30 ※要予約

子育て相談・虐待等相談・通告の窓口

18歳までの子どもに関する子育ての様々な悩みや心配ごとがあるとき、身近で虐待を思わせる状況があるときはご連絡ください。

長久手市家庭児童相談室 (長久手市子育て支援センター内)

相談員: 家庭相談員

0561-63-9500

月～土 9:00-17:00

愛知県女性相談センター (愛知県)

相談員: 女性相談員

052-962-2527

月～金 9:00-21:00
土・日 9:00-16:00

※祝日・年末年始は除く

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話につながります。

0570-064-000

24時間対応

DV相談ナビ (運営: 内閣府)

お近くの相談窓口をご案内します。

0570-0-55210

24時間対応

人権相談 (長久手市社会福祉協議会)

毎日の生活の中で、「これは人権上問題ではないだろうか」と困ったことがあればご相談ください。

相談員: 人権擁護委員

0561-62-4700

毎月第3木曜日
13:00-16:00

健康に関すること

妊娠・出産、子どもの成長・発育、健康診査の結果など、健康について気になることがあるときは、ご相談ください。

長久手市保健センター

相談員: 保健師

0561-63-3300

月～金 8:30-17:00

※助産師相談、子育て相談、こころの相談室など、専門の相談員による個別相談も行っています。(要予約)
日にち、時間は、お問い合わせください。

※個人情報の取り扱いには、十分配慮します。

こんなときはご利用ください 意見申出制度のご案内

長久手市では男女共同参画社会の実現を目指して、みなさまからの申し出について迅速に対応するため、意見申出制度を設けています。

申し出の対象となること	① 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について ② 性別による差別的取り扱いなどによって人権を侵害された場合
対 象 者	市内に在住・在勤・在学の方 ※施策に対する意見の申し出は、市内の事業者・団体も申し出ができます。
申し出をする場合	所定の申出書に必要事項を記入の上、市民協働課にお申し出ください。 ※申出書は市民協働課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、市ホームページもしくは市役所市民協働課までお問い合わせください。

編集 長久手市男女共同参画審議会

発行 2012 (平成24) 年4月

長久手市役所 市民協働課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

TEL 0561-56-0602 (ダイヤルイン) <http://www.city.nagakute.lg.jp>

編集後記

コモン第7号も、市内で活躍するボランティアグループや大学生をはじめ、多くの市民・団体のみなさんのご協力を得て完成しました。みなさんにご協力いただき完成したこの「コモン」をより多くの方に知っていただけるよう、より一層PRに力を入れています。